

## 記者発表



令和8年2月17日

担当課	人事課
担当者	大谷・藤村・田村
電話	(073) 435-1019
内線	2576・2564

### 職員の処分について

本日付けで、次のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

#### 1 被処分者

福祉局 こども未来部 会計年度任用職員 36歳 男性

#### 2 処分内容

停職42日（令和8年2月18日から任期満了の同年3月31日までの期間）

#### 3 事案の概要

当該職員は、令和6年12月25日及び令和7年2月25日、和歌山市内のインターネットカフェで、未成年と知りながら、10代の少年と淫らな行為を行い、令和8年1月19日に和歌山県青少年健全育成条例違反の疑いで逮捕され、同年2月6日に起訴され、刑事処分として罰金30万円納付の略式命令を受け、即日納付した。

#### 4 処分理由

当該職員が行った行為は、全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為であり、市職員全体の信用を失墜させるものである。

よって、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）違反に該当し、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由により処分を行うものである。

#### 5 その他

当該職員は、2月17日付で依願退職。